

奈良県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和三年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
奥端 英章	和ごころ鍼灸治療院やまべ 山辺郡山添村大字遅瀬一二〇 八番地	令和三年二月一日
西口 由加里	和ごころ鍼灸治療院やまべ 山辺郡山添村大字遅瀬一二〇 八番地	令和三年二月一日